

男女共同参画の視点

性別による「役割分担」を無意識にしていますか

「男は仕事、女は家庭」というような、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方を「固定的な性別役割分担意識」といいます。このような固定観念により、男性は仕事を優先して家庭や自分自身の時間を持っていないかもしれません。また、女性は働きたくても働くことをあきらめたり、家事や育児の重圧に苦しんだりしているかもしれません。

近年、社会全体では「固定的な性別役割分担意識」は薄れつつありますが、家庭や職場などさまざまな場面で男女の不平等を感じる人がいます。

市では、性別にとらわれることなく、自分らしい生き方ができる男女共同参画社会を目指すため「男性が家事や育児へ積極的に参加できるような働き方の見直し」「女性自身の意識改革に対する取り組み」などを進めています。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

広告の料金表示に注意！
トイレの修理で高額請求

Q 自宅のトイレが詰まってしまったので、ウェブサイトの広告に「見積もり無料、基本料金900円～、24時間対応」と記載がある事業者修理を依頼しました。作業員が到着後、作業してもらいましたが直らず、「ほかの作業が必要」と次々に提案され、仕方なく作業を続けてもらいました。その結果、詰まりは解消しましたが約35万円を請求されました。予想もしていなかった高額な請求で納得できないのですが、支払わないといけませんか。

A 請求金額に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを伝え、その場での支払いをきっぱり断りましょう。また、やむを得ず支払ってしまった後でも、広告の表示額より請求金額が著しく高額な場合や、見積もりのために呼んだ事業者と現場で契約した場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフができる可能性があります。このような場合は、見積書や契約書、契約に至った経緯などを整理して、消費生活センターに相談してください。

また、水回りの不具合などが急に発生すると冷静な判断ができないことがありますので、日頃から以下の点に気を付けるようにしましょう。

- 止水栓の位置や締め方を確認しておく
- 詰まった場合に備えてラバーカップや非常用の簡易トイレを

備えておく

- 戸建住宅の場合は住宅メーカーや施工業者、賃貸住宅の場合は大家や管理会社などに緊急時の対応について相談しておく
- 住んでいる地域の工務店や管工事組合などの情報を収集しておく

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



人間ドックと脳ドック

費用の一部を助成します

市では、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人に対し、人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成しています。

対象＝次の全てに当てはまる人

国民健康保険に加入している場合

- 申請日と受検日に国民健康保険に加入している
- 受検日時点で35～74歳である
- 国民健康保険税を完納している世帯に属している
- 市が実施する「一般健康診査」や「特定健康診査」を同年度内に受診していない
- 同年度内(脳ドックは2年度以内)に助成を受けていない

人間ドック・脳ドック指定検査医療機関

医療機関名	電話番号
成田赤十字病院	22-2311
成田病院	22-1500
国際医療福祉大学成田病院	35-5602
成田富里徳洲会病院	85-5313
北総栄病院	95-6811
聖隷佐倉市民病院	043-486-0006
千葉すい病院	043-481-8140
県立佐原病院	0478-54-1231
総合病院国保旭中央病院	0479-63-8111
IMS Me-Life クリニック千葉	043-204-5511
千葉脳神経外科病院*	043-250-1228
龍ヶ崎済生会病院	0297-63-7111

*脳ドックのみ



後期高齢者医療保険に加入している場合

- 申請日と受検日に市に住民記録がある
- 市税・後期高齢者医療保険料を完納している
- 市が実施する「後期高齢者健康診査」「特定健康診査」を同年度内に受診していない
- 同年度内(脳ドックは2年度以内)に助成を受けていない

助成額

- 人間ドック…検査費用の70パーセント(上限3万5,000円)
- 脳ドック…上限2万円

利用方法＝左表の指定検査医療機関に予約し、検査の2週間前までに、受検日と予約内容が分かる物、保険証を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも申請する。後日郵送される承認書を持って受検する(受検後の申請は不可)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金

初めて受け取る時は必ず請求手続きを

「年金は65歳になると自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「年金請求書(高齢給付)」を提出してください。希望により60歳から受給する「繰上げ請求」や66歳以降に受給する「繰下げ請求」もできます。

年金の請求手続きは、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)、ねんきんサテライト成田(☎24-5715)で行ってください。任意加入期間を含め加入期間の全てが「第1号被保険者」の人は、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも手続きできます。

国民年金には、このほかに障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要です。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

国民年金の加入者の種類

- ①第1号被保険者…20～59歳の自営業者など
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など
- ③第3号被保険者…②に扶養されている20～59歳の配偶者